

## 報告頻度の見直しや報告の廃止を行った主な調査等について

項目	調査等	調査等の概要	見直し前	見直し後
1	偽造キャッシュカード等による犯罪発生・補償状況報告	約 10 年前、偽造キャッシュカード等を用いた犯罪が多発していたこと、また、平成 18 年 2 月に施行された預貯金者保護法を踏まえ、①偽造キャッシュカード犯罪、②盗難キャッシュカード犯罪、③盗難通帳犯罪、④インターネットバンキング犯罪に係る犯罪発生状況及び補償状況について、金融機関に報告を求めている。	月次の報告を求めている。	①～③に関し、平成 28 年 4 月以降の状況について、四半期毎の報告に見直しを行った。
2	中小企業向け為替デリバティブ取引のフォローアップ状況	リーマンショック以降、中小企業等の事業主からデリバティブ取引に関するトラブルの苦情相談が当庁に殺到し、販売側の銀行の商品説明の不備や販売後のフォローアップの不足が原因であったため、銀行の説明態勢及び販売態勢について、平成 22 年 4 月に監督指針を改正。苦情相談は落ち着いたものの、大手行に対し、取引事業者のフォローアップ状況について、金融機関に報告を求めている。	四半期毎の報告を求めている。	平成 28 年 4 月以降の状況について、半期毎の報告に見直しを行った。
3	直接貸付・駐在員事務所の設置実績調査	信金・信組による会員等の外国子会社への直接融資については、平成 25 年 3 月に政令改正が施行され、解禁されたところ、その取扱実績を把握するため、金融機関に報告を求めている。	四半期毎の報告を求めている。	平成 28 年 4 月以降の状況について、年次の報告に見直しを行った。
4	少額短期保険業者に係る中間決算状況表・中間オフサイトモニタリング報告	少額短期保険業者に中間決算状況表・中間オフサイトモニタリング報告の報告を求めている。	半期毎の報告を求めている。	平成 27 年 4 月以降の中間期の状況について、報告を求めないこととした。

項目	調査等	調査等の概要	見直し前	見直し後
5	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額に係る調査	東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）に本支店を有する金融機関より、①約定返済一時停止、②条件変更を行った債務者数・債権額について、報告を求めている。	月次の報告を求めている。	平成27年10月以降の状況について、半期毎の報告に見直しを行った。
6	「金融再生法開示債権の状況等」に係るアンケート調査	金融再生法開示債権について、金融再生法に基づく同債権額の報告に加え、アンケート調査により、同債権の増減要因や担保不動産の評価と売却実績等の報告を金融機関に求めている。	半期毎の報告を求めている。	アンケート調査に関し、平成28年4月以降の状況について、年次の報告に見直しを行った。
7	貸金業者に係るオフサイトモニタリング（経営実態ヒアリング）及び決算ヒアリング	貸金業法の改正等により、貸金業者を取り巻く環境が厳しくなったことから、経営状況の把握を目的に開始。大手貸金業者を中心に、貸付け、資金調達、純資産等の状況について、①オフサイトモニタリング（経営実態ヒアリング）、②決算ヒアリングを実施している。	①について、四半期毎に報告を求めヒアリングを実施していた。 ②について、四半期毎に実施していた。	①に関し、平成28年4月以降の状況について、半期毎の報告及びヒアリングに見直しを行った。 ②に関し、平成27年10月以降の状況について、消費者金融業者以外は実施しないこととした。